

# 保健医療計画（中間案）に対する意見についての対応案

○意見募集期間 平成29年12月20日～平成30年1月10日

## （意見内訳）

|      |                     |                 |        |                                   |                          |
|------|---------------------|-----------------|--------|-----------------------------------|--------------------------|
| 意見照会 | パブリックコメント<br>医療関係団体 | 市町村・消防組合・保険者協議会 | 提出意見合計 | 14人（団体）<br>3団体<br>10団体<br>27人（団体） | 31件<br>29件<br>35件<br>95件 |
|------|---------------------|-----------------|--------|-----------------------------------|--------------------------|

תְּמִימָנָה לְבָנָה

| 項目                   | 意見(提案)の要旨   | 対応    | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁    |
|----------------------|---|-------|--|---|--------|
| 計画策定の趣旨<br>基本理念      | 国が政策目標は医療費の支出目標達成のための提供体制実現であると考える。「計画策定の趣旨」は、地域包括ケアの一貫化の目的として、「中期的な医療費の推移に関する見通し」「医療費適正化計画」を第一に取り組むべきである。医療費見通しは、同計画について整合を図るべきである。今回なぜ明記したのか。   | 修正なし  | 京都府においては「中期的な医療費の推移に関する見通し」(医療費適正化計画)」は、地域包括ケアの一貫化の目的として、健康長寿日本一に向けた取り組みを推進することとし、そういうとした取組の結果としての中長期的な医療費の見通しを示すや医療体制の構築医療計画とは、健康づくりの推進による必要があることから、その旨を記載しております。 |   |        |
| 計画の基本方向<br>基本理念      | 下線部を追加いただきたい。<br>◎自らの健康は自己責任の一端として自らで守ることが大切であるため、府民一人ひとりの主体的な取組を推進設定が必要ではないか。  | 修正なし  | 自己責任によらず病気かかる場合もあり、ご意見の表現は控えたいと存りますが、引き続き府民自ら継続して生活習慣の改善を取り組む環境づくりを推進して参りたいと考えております。   | ●また、医療圏ごとの一般病床数、療養病床数については、地域の実情に応じた質が高く効率的な医療提供体制を目指す観点から、今後の人口減少とそれに伴う患者の流れ等の変化、医療分野でのICT活用、医療従事者の働き方改革の動き等将来の病床数の必要量を踏まえた医療提供体制を検討し、基準病床数の見直しについて、計画期間に関わらず必要に応じて検討します柔軟に見直しを行います。 | 9      |
| 基準病床数                | 京都縦貫道の開通など交通網の発達を踏まえ、基準病床数については、二次医療圏域の枠にとらわれない柔軟な設定が必要ではないか。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、交通網の発達や医療分野でのICTの活用状況等を踏まえ、柔軟に基準病床数を見直していく旨の記述を強化します。  |   |        |
| 保健医療従事者<br>確保・養成（医師） | 北部地域とあわせ、山城南医療圏の医師不足問題について記述したことと評価したい。また、新専門医制度について地域医療が後退しないよう進めいく必要があるとの記述も重要なものと考える。その上で、KMCCを中心とした医師の総務的な確保対策を「量的確保対策」と「質向上・勤務環境の改善」の両面から進めることが望む。なお、「医師の診療科偏在・地域偏在の解消」は、保険医定数制・自由開業規制等、医療従事者に対する規制手法につながりかねない側面があり、そしたらしくした上で、医師確保策を推進されたい。 | 修正なし  | ご意見の通り、医師の診療科偏在・地域偏在の解消に向け、国が行う医療従事者の需給に関する検討会（医師需給分科会）の議論を注視しながら、KMCCを中心とした総合的な医師確保対策を推進して参ります。   |   |        |
| 保健医療従事者<br>確保・養成（医師） | 成果指標として「新たに専門医制度において医師確保困難地域の医療施設に従事した専攻医数」を挙げているが、専攻医の定義や、これが成果指標とされる根拠が示されていない。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、専攻医の定義、成果指標として必要とする根拠等を追記・修正します。   | <現状と課題><br>○新たな専門医制度<br>・新たな専門医制度において医師確保困難地域で勤務する専攻医の研修環境を充実等、若手医師のキャリア形成支援が必要です。<br>（※専攻医：新たな専門医制度に則り、専門医を取得するための研修を行っている医師）  | 12, 19 |
| 保健医療従事者<br>確保・養成（医師） | 成果指標として「新たに専門医制度において医師確保困難地域の医療施設に従事した専攻医数」を挙げているが、専攻医の定義や、これが成果指標とされる根拠が示されていない。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、専攻医の定義、成果指標として必要な専門医制度においては、現在、医師確保困難地域において勤務する若手医師の数を減少させない、ためには必要な専攻医数としています。  | <対策の方向><br><資質向上対策・勤務環境の改善><br>（1）地域医療に従事する医師<br>・新たな専門医制度において、医師確保困難地域で勤務する専攻医の研修環境向上等若手医師のキャリア形成を支援   | 2      |

| 項目                       | 意見(提案)の要旨   | 対応    | 京都府の考え方   | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁    |
|--------------------------|---|-------|---|---|--------|
| 保健医療従事者の確保・養成(医師)        | 「(2) 在宅医療を担う医師の確保」に他職種と並列し<br>て「管理栄養士」も記載していただきたい。<br>医師の指示がなければ利用者宅へ伺うことしかできない。<br>医師に問い合わせたい。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、「管理栄養士及び栄養士」を明記<br>し、在宅医療に関する項目に管理栄養士や在宅医療の推進に努め<br>て進められたいと考えております。  | (2) 在宅医療を担う医師の確保<br>医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士及<br>び栄養士、ケアマネージャー、介護職員など、在宅医療<br>医療に関する人材の育成を図るとともに、在宅医療チー<br>ム医療を複数の医師又は多職種で進められるよう、在宅チー<br>ム医療を推進   | 18, 49 |
| 保健医療従事者の確保・養成(管理栄養士・栄養士) | 保健医療施設は、30年度より、京都文教短期大学、栄<br>養専門学校、光華女子大学の3施設である。   | 修正    | ご指導のとおり修正します。   | 現在府内の養成施設としては、管理栄養士 6 施設、<br>栄養士 3 施設があり、   | 18     |
| リハビリテーション体制の整備           | 摂食機能を回復するためのリハビリテーションについて<br>多職種と連携し安全性を高めながら進めが必要がある   | 修正なし  | 「地域における連携体制の整備」の項目で、「それ<br>ぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが受<br>けられる連携体制の充実強化」を記載するととも<br>に、「リハビリテーション従事者の職種・育成対<br>策」の項目で、「摂食嚥下巡回相談・指導、<br>下等障害対応研修の実施」に取り組む旨位置付けて<br>おり、多職種連携が図れるよう取り組んでまいりた<br>いと考えております。                | ★ 施設の拡充について<br>回復期の機能を有する病床の拡充を図るととも<br>に、訪問リハビリテーション事業所の開設やロボッ<br>トリハビリテーション等先端的リハビリ機器の普<br>及促進、先進的リハビリ治療法の導入等の推進  | 24     |
| リハビリテーション体制の整備           | 「二次医療圏にリハビリ専門の病院あるいは病棟を持つ<br>病院を複数あるよう、常に整備不足進一する旨を追記しただけ<br>たい。(理由: 転倒・脳卒中・事故・高齢化による機能<br>低下など、初期からの専門的リハビリを受けることによ<br>り、寝たきりを予防できるケースが、高齢化の進行によ<br>り増えるため。)   | 追加・修正 | 総合的なリハビリテーション提供体制の充実を図る<br>中で、病院においてリハビリテーション医やリハビリ<br>テーション専門職を確保することと、地域における<br>適切で質の高いリハビリテーションの提供に努めて<br>まいりますとともに、ご意見を踏まえ、回復期の機<br>能を有する病床の拡充について追加します。  | ★ 施設の拡充について<br>回復期の機能を有する病床の拡充を図るととも<br>に、訪問リハビリテーション事業所の開設やロボッ<br>トリハビリテーション等先端的リハビリ機器の普<br>及促進、先進的リハビリ治療法の導入等の推進  | 24     |
| リハビリテーション体制の整備           | 「リハビリ専門病院等に運動量や嚥下機能に合わせた食<br>事管理を行うための人材確保と配置」する旨を追記いた<br>だきたい。(理由: リハビリを必要とする方々の食機能や運動量が<br>個人に合わせた内容の食事であり、食訓練であることが<br>望ましい。)  | 修正なし  | 総合的なリハビリテーション提供体制の充実を図る<br>中で、「摂食嚥下巡回相談・指導や摂食嚥下等障害<br>対応研修等による人材育成方策を実施する」旨位置<br>付けており、今後とも心身の状況等に応じた適切な<br>リハビリテーションが提供できるよう人材の確保・<br>育成に取り組んでまいりたいと考えております。   | 総合的なリハビリテーション提供体制の充実を図る<br>中で、「摂食嚥下巡回相談・指導や摂食嚥下等障害<br>対応研修等による人材育成方策を実施する」旨位置<br>付けており、今後とも心身の状況等に応じた適切な<br>リハビリテーションが提供できるよう人材の確保・<br>育成に取り組んでまいりたいと考えております。   | 24     |
| 在宅医療                     | 在宅医療を担う医師の確保は、地域から切実な声があ<br>がっており、当会の会員アンケート(中間まとめ)でも、<br>6割の医師が2025年に向ける、在宅医療に対応できる<br>医師が不足すると回答している。地域医療構築で示した<br>2025年の「在宅医療の必要量の推計」は、一般病床の入院患者<br>のうち「医療資源投入量」が175点未満の患者を機械的<br>に在宅需要に見込んだものであり、極めて政策的な数字<br>である。在宅医療の必要性は、そうした推計によるので<br>ではなく、現実の地域医療や一人一人の患者の状況から判<br>断すべきではないか。 | 修正なし  | 京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)で<br>は、いま、在宅医療の必要量として国との推計値を記載して<br>いますが、府医師会や府が独自に実施したアンケー<br>トによる分析を行ったほか、各構成区議会議に設置<br>する地域医療構築調整会議においても検討を行って<br>います。在宅医療により医療需要が大きく変化するこ<br>とから、高齢者の人口及び疾病構造の変化により医<br>療費が増加する見込みであります。 | 京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)で<br>は、いま、在宅医療の必要量として国との推計値を記載して<br>いますが、府医師会や府が独自に実施したアンケー<br>トによる分析を行ったほか、各構成区議会議に設置<br>する地域医療構築調整会議においても検討を行って<br>います。在宅医療により医療需要が大きく変化するこ<br>とから、高齢者の人口及び疾病構造の変化により医<br>療費が増加する見込みであります。 | 24     |
| 在宅医療                     | 在宅医療の充実には栄養サポート体制が必要不可欠であ<br>り、サルコペニア、フレイルの予防、医学的知識が<br>可能なための栄養補給等、医学的サポートが達成できるよう<br>管理栄養士による在宅サポートが達成できるよう<br>明記いただきたい。  | 修正なし  | 在宅医療について、管理栄養士及び栄養士の関わり<br>を明記しており、在宅療養者への訪問栄養食事サ<br>ポートができるよう取り組んでまいります。   | 在宅医療について、管理栄養士及び栄養士の関わり<br>を明記しており、在宅療養者への訪問栄養食事サ<br>ポートができるよう取り組んでまいります。   | 3      |

| 項目                              | 意見(提案)の要旨   | 京都府の考え方  | 対応 | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正質 |
|---------------------------------|---|--|----|---|-----|
| 計画の基本方向<br>主な対策(在宅医療)           | 在宅医療の項目に、「栄養ケアステーション」を追加で<br>ないかと思います。  | 追加・修正 在宅医療提供体制の充実にむけ、「栄養ケア・スマートーショノ」等の在宅支援拠点等と連携して参りたいと考えております、追記します。  |    | ②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立<br>●在宅医療<br>関係団体の設置する、在宅医療地域包括ケアサポーターセンター、口腔サポートセントラル等の在宅支援拠点等と連携し、ア・ステーション等の在宅支援拠点等と連携し、             | 5   |
| 生活習慣の改善                         | 人の人生は受精卵の着床から始まり、着床可能な身体づくりなしにライフステージを考えられないと、乳幼児期、青年期は、胎内で整えられる時期で、各人の成長、発達に必要な栄養素の質と量を食事を通じて得る。この食事の選択は各個人の責任(自己責任)により実施された方法で学び実行できるよう知識をその発達段階に応じた方法で自己責任を果たし、維持し続けることと健康の維持、増進さらにつながると考えます。        | 追加・修正 ご指摘のとおり、妊娠期より前の「若い世代の健康づくり」が重要であるため、妊娠期より前もこの食事の選択は各個人の責任(自己責任)により実施された方法で学び実行できるよう知識をその発達段階に応じた方法で自己責任を果たし、維持し続けることと健康の維持、増進さらにつながると考えています。 |    | ライフステージ別の対策の方向性 (青・壮年期<br>栄養・食生活)<br>栄養バランスの取れた食生活の推進<br>妊娠前や妊娠期を含めた望ましい食習慣の実践  | 72  |
| 生活習慣の改善                         | 妊娠できる身体づくりは、青少年期の栄養状態が大きくなり、現在の瘦せ願望による低栄養が妊娠(着床)で大きな身体をつくりつつある。特に生殖器の発育は青少年期の栄養状態が大きく関係する。  | 追加・修正 ご指摘のとおり、妊娠期より前の「若い世代の健康づくり」が重要であるため、妊娠期より前もこの食事の選択は各個人の責任(自己責任)により実施された方法で学び実行できるよう知識をその発達段階に応じた方法で自己責任を果たし、維持し続けることと健康の維持、増進さらにつながると考えています。 |    | ライフステージ別の対策の方向性 (青・壮年期<br>栄養・食生活)<br>栄養バランスの取れた食生活の推進<br>妊娠前や妊娠期を含めた望ましい食習慣の実践  | 72  |
| 歯科保健対策                          | 健康な身体を作り、維持するために、乳幼児期に口腔機能(しつかり噛んでまとめて嚙下する)を習得し発達させるのが基本である。  | 追加・修正 乳幼児期・学齢期に教育の推進について項目を追加します。  |    | ○教育の推進<br>・口腔機能(咀嚼(嚙み碎く)、嚙下(飲み込む))の獲得時期であり、正常な噛み合わせやあごの発育を促すため、バランスのとれた食事をよく噛んで食べるよう差違段階に応じた教育を推進                           | 79  |
| 高齢期の健康づくり・介護予防                  | 高齢者の健康づくりとして、地域毎に各種運動が盛んに取り組まれているが、栄養素の適正な摂り方については、意識が低いよう、うに思われる。地域の看護師、栄養士の知識を活用出来るようにしていただきたい。   | 修正なし   |    | 本府においては、体操等の身体機能改善と栄養管理、口腔ケアを複合的に実施する京都式介護予防プログラムを開発し、普及を図っているところであり、次期計画においても、介護予防の取組の柱として盛り込み、市町村での更なる普及を図って行く旨位置づけております。 |     |
| 高齢期の健康づくり・介護予防                  | 高齢者が自主的に行う健常維持が重要なため、多職種によるサポートの記述を強化されたい。  | 修正なし   |    | 地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成を図り、多職種協働のネットワークの構築を推進する旨記載しています。  |     |
| 計画の基本方向<br>主な対策(高齢期の健康づくり・介護予防) | 下線部を追加いただきたい。<br>・フレイルやロコモティブシンドローム・低栄養予防・口腔機能の維持に向けた正しい知識の普及と実施  | 修正なし   |    | フレイルやロコモティブシンドローム・低栄養予防・口腔機能の維持に向けた健康づくり・介護予防の具体的な取組は、「京都式介護予防総合プログラム(運動・口腔・栄養)」を普及し、実施を促進していくことを想定しています。                   |     |
| 脳卒中                             | 脳卒中急性期治療に関する日本脳卒中学会のガイドラインでは、最も高いグレードAで“前方循環系の主幹脳動脈(内頸動脈など)に基づく急性期脳梗塞に対しセトロ静注療法を含む内科的治療に追加して、発症6時間以内に主にステントリトリーバーを用いた血管内治療を開始することが強く進められる”とされており、セトロ静注療法に加えて血管内治療をいかに早く京都府全体で行うかが大きな課題であるため、計画でも記載されたい。 | 追加・修正 ご意見を踏まえ修正します。  |    | ○急性期における…(中略)…救急搬送体制の整備が必要とされています。さらに、新たな治療法(ステントリトリーバーを用いた血管内治療)の普及も重要です。  | 94  |

| 項目      | 意見(提案)の要旨   | 対応    | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁         |
|---------|---|-------|--|---|-------------|
| 糖尿病     | 下線部を追加いただきたい<br>・・・、かかりつけ医と専門医が連携し適切な治療と生活習慣(特に食生活改善)の継続により、重症化を予防することが重要です。  | 追加・修正 | 糖尿病の重要化予防には、食習慣の改善は重要であるため、追加します。  | ・・・、かかりつけ医と専門医が連携し適切な治療と食習慣等の生活習慣の継続改善により、重症化を予防することが重要です   | 110<br>(64) |
| 精神疾患    | 外傷後ストレス障害(PTSD)、摂食障害、てんかん等その他精神病については、府内に専門医、専門医療機関の数が限られているため、それぞれの疾患に対応できる医療体制の整備が必要である。厚労省の第7次医療計画では、「てんかんに対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、てんかんに連携の推進のため、地域連携施設や多職種連携・多施設連携拠点機能の強化を図ることも重要なことから、「対策の方向」に追加で記載しました。 | 追加・修正 | てんかんをはじめとする各精神疾患については、府内に専門医、専門医療機関の数が限られているため、それぞれの疾患に対応できる医療体制の整備が必要である。「対策の方向」として専門的治療機関や地域においても連携拠点病院を明確にすることとしているところです。さらには、京都府における連携拠点機能強化を図ることも重要なことから、「対策の方向」に追加で記載しました。     | 4 精神医療圏の設定と各医療機関の医療機能の明確化<br>・各精神疾患の専門的治療機関や、地域における連携拠点病院及び京都府における連携拠点病院を明確にしておくことも、精神障害者の地域移行を進めて行く上でも重要であることから、府内の各医療機関の医療機能を明確化  | 120         |
| 認知症     | 認知症をよく理解し、本八主体のケアや相談支援を提供することでの進行の緩慢化が期待できるといわれている。良質な介護を担うことができる人材を質・量とともに確保していくための研修計画と成果指標を盛り込んで、その内容については、認知症の人との視点に立った開けられた具体的な手法、そうした開けが社会全体として受け入れられるための普及啓発、認知症の人やその家族が参画しての初期段階のニーズ把握・生きがい支援等が望まれる。  | 修正なし  | 第1部・第2章1 「計画的性格」に、「本計画は、開催する他の計画との整合を図り、「介護事業の推進を行う」と記載しています。「介護人材の確保・育成」についても、ご意見の趣旨を踏まえた取組を京都府高齢者健康福祉計画に記載し、本計画と一緒に取り組むこととします。   | 第3部第1章 計画の推進体制<br>3 府保健所等<br>●例えば、医療機関等の連携においては、地域連携バスの導入など、医療機関同士の連携だけでなく、介護・福祉サービスや市町村との連携にも配慮するため、地域の実情を良く知る保健所が、公平・専門的・広域的な立場を活かして、地域の関係者が情報と目的を共有する関係が築けるよう、地域保健医療協議会等を活用しながら、調整や連携体制を構築して取り組んでいきます。 | 145         |
| 計画の推進体制 | 特定健康診査やがん検診の受診率の向上、高齢期の健づくり・介護予防、回復期・維持期におけるリハビリテーション連携体制の整備、認知症対策等、市町村に期待される役割は大きいが、現状に格差があることから、広域的な調整が不可欠であり、その役割を担うのが保健所だと考えます。   | 追加・修正 | ご意見のとおり、計画を推進する上で広域的な調整、医療圏域での取組が重要であることに「保健所等」ににおいて、広域調整等の取組を進めると明記します。<br>また、保健所の取組として京都地域包括ケア推進機構との連携を強化する旨位置づけており、地域包括ケア推進機構と連携しながら、広域的な環境整備や市町村による取組の実効性を高めるための支援等に取り組んでいく予定です。 | 第3部第1章 計画の推進体制<br>3 府保健所等<br>●例えば、医療機関等の連携においては、地域連携バスの導入など、医療機関同士の連携だけでなく、介護・福祉サービスや市町村との連携にも配慮するため、地域の実情を良く知る保健所が、公平・専門的・広域的な立場を活かして、地域の関係者が情報と目的を共有する関係が築けるよう、地域保健医療協議会等を活用しながら、調整や連携体制を構築して取り組んでいきます。 | 145         |

| 項目      | 意見(提案)の要旨   | 対応    | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部)   | 修正頁 |
|---------|---|-------|--|--|-----|
| 計画の推進体制 | 人口で半分以上を占める京都都市との連携がよく分からぬ<br>い。例えば、保健所の項目にある「7つの保健所」には京<br>都市保健所が含まれていないと思われるが、京都市域に<br>おいてどのように計画を具体化していくつもりなが。 | 追加・修正 | 計画の推進体制の「市町村」の項目において、府、<br>保健所は市町村と協議・連携し、より充実したサ<br>ービスを住民に提供する旨位置づけており、京都市域<br>については、本庁を中心におり、京都市と連携す<br>る施設を推進していきたいと考えております。<br>ご指摘の保健所について、は、京都府の計画を推進す<br>る組織として7つの府保健所を位置づけています。<br>が、ご指摘を受け「府保健所」と明記します。京都<br>市保健所は京都市の組織であることから、「市町<br>村」の項目で位置づけ、連携を図って参りたいと考<br>えております。 | 第3部第1章 計画の推進体制<br>3 府保健所等<br>●京都府には、7つの府保健所（及び1つの分室）<br>があり、市町村及び関係機関との緊密な連携のもと<br>に、地域保健の広域的・専門的・技術的な拠点として<br>事業の推進を行っています。 | 143 |

# 意見照会 (医療関係団体、市町村、消防組合、保険者協議会)

## 【医療関係団体】

| 項目                                | 意見   | 京都府の考え方   | 計画への追加・修正の案(下線部)   | 修正頁        |
|-----------------------------------|--|---|--|------------|
| “計画の基本方向<br>主な対策（歯科保健対策）”         | 下記のように修正いただきたい<br>・口腔機能の維持・向上を推進（口腔保健センター内に在宅連携拠点としての口腔サポートセンターを活用した設置し、周術期の患者や在宅療養者の口腔管理等）  | 追加・修正<br>ご意見を踏まえ、本文中の歯科保健対策を実施します。また、その修正を計画の基本方向の項目に反映させます。    | ●在宅歯科医療の充実<br>・地域包括ケアシステムにおける在宅等での歯科医療のニーズを把握の上、京都府歯科医師会が口腔保健センター等に設置する口腔サポートセンターを在宅歯科医療が受けられるよう多職種の連携を推進  | 79, 5      |
| “計画の基本方向<br>主な対策（高齢期の健康づくり・介護予防）” | フレイル、ロコモティブシンドロームについて触れられているが、本文で解説が記載されない部分（生活習慣の改善）まで読まないと定義が分からず  | 追加・修正<br>ご指摘を踏まえ、最初にフレイル、ロコモティブシンドロームが記載されているp.5にも解説を載せることとします。 | 計画の基本方向（歯科保健対策）<br>・口腔機能の維持・向上を推進（口腔保健センター内等に在宅連携拠点としての口腔サポートセンターを活用した設置し、在宅療養者や周術期の患者や在宅療養者の口腔管理等を推進）   | 5, 6       |
| 保健医療従事者の確保・養成（薬剤師）                | 下記文言を追加いただきたい<br>○質の高い薬剤師の養成を目指して平成18年4月から薬学6年制がスタートし、平成29年までに第6期の卒業生を社会に送り出すに至っている。6年制薬学教育において重視されている病院および薬局での長期実務実習には、医療現場の薬剤師が大学教員と連携しながら指導を担当している。 | 追加・修正<br>御意見を踏まえ、薬学教育6年制の趣旨、大学と薬局、医療施設との連携による実務実習の意義等について追記します。 | ※フレイル：加齢とともに、児童の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態をきたし、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態を指します。<br>※ロコモティブシンドローム：運動器の障害のために運動機能の低下をきたした状態を差し、進行すると日常生活にも支障が生じります。 | 15         |
| 保健医療従事者の確保・養成（薬剤師）                | 医薬品の適正使用、ボリファーマシーへの対応等について追加いただきたい   | 追加・修正<br>御意見を踏まえ、薬剤師の業務として、服薬情報の一元化を通じたボリファーマシーへの対応等を追記します。     | ○医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ薬剤師を養成するため、平成18年度から6年制の薬学教育が開始され、大学と薬局・医療施設の連携のもと、長期実務実習等の実践的な教育を受けた薬剤師が増えてきています。                                       | 16         |
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等）               | 「看護職員（看護師・准看護師）」との表現があるが、看護職員とは、保・看・助・産・准看護師のみを指すので、この表現で看護師・准看護師の表現は除いた方が良い。  | 追加・修正<br>京都府地域包括ケア構想の定義に合わせ、「看護師等」との表現として、「看護師・准看護師」として整理します。   | 計画の基本方向　主な対策（保健医療従事者の確保・養成）<br>○看護職員（看護師・准看護師）の数は、全国平均を上回っていますが、医療の高度・専門化、少子・高齢化の進行、在宅医療のニーズの高まりなど看護職員に求められる役割は大きくなっており、                             | 4, 16<br>8 |

## 計画への追加・修正の案(下線部)

| 項目                  | 意見  | 対応    | 京都府の考え方       | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁 |
|---------------------|---|-------|---------------|---|-----|
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等） | 看護職員にとって働きやすい環境づくり、ワーカーライフバランスの推進を課題部分にも挙げていただきたい。  | 追加・修正 | ご意見を踏まえ修正します。 | 看護職員（看護師・准看護師）の数は、全国平均を上回っていますが、医療の高度・専門化、少子・高齢化の進行、在宅医療のニーズの高まりなど看護職員に求められる役割は大きくなっています。働きやすい環境づくりとともに、看護基礎教育の充実、専門分野の研修機会の拡充等による資質の向上も求められています。                           | 16  |
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等） | 新卒訪問看護師プログラムを活用し、新卒訪問看護師の育成を推進していただきたい。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ修正します。 | ・新たなツールを用いて新人訪問看護師等の研修を充実し、訪問看護を担う人材の確保・定着を推進   | 20  |
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等） | ナースセンターを人材確保の拠点とし、医療勤務環境改善支援センターとの連携により、ワーカーライフバランスを推進する旨記載しているが、両センターの役割は異なるので、同列に書くのは適当ではない。  | 追加・修正 | ご意見を踏まえ修正します。 | ・ナースセンターを人材確保の拠点として、京都府医療勤務環境改善支援センター等、関係機関との連携等による働きやすい環境づくりとワーカーライフバランスの推進  | 20  |
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等） | 下記内容を追加いただきたい<br>・ナースセンターを人材確保の拠点として、再就業支援、退職者早期登録制度の推進、定年退職者の再雇用の推進等、関係機関等と連携支援を充実   | 修正なし  | ご意見を踏まえ修正します。 | 新人期、中堅期、管理期と体系統的にキャリア形成を図り「生涯現役」を目指した研修体系の整備を推進する旨を盛り込んでおきます。   |     |
| 保健医療従事者の確保・養成（看護師等） | 成果指標として、ナースセンターにおける再就業や未就業者への支援を数値として挙げないか。   | 修正なし  | ご意見を踏まえ修正します。 | ナースセンターにおける取組等の結果として、京都府の看護師等の就業者数を成果指標として設定しています。  |     |
| 小児医療                | 下線部を追加いただきたい<br>○医療的ケア児の在宅支援については、入院時から在宅移行に向けた支援体制を整備するとともに在宅移行期における医師・訪問看護師等による多職種連携による訪問支援や、保健・福祉・教育との連携及び各サービスに繋ぐコミュニケーション機能等への体制整備が必要です。 | 修正なし  | ご意見を踏まえ修正します。 | 医療的ケア児の在宅移行支援については、医師・看護師等の訪問支援をはじめ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関による多職種連携による支援体制の構築が必要と考えており、関係機関による多職種連携支援体制を構築する旨盛り込んでおります。   |     |
| 小児医療                | 下線部を追加いただきたい<br>・医療的ケア児への医療・福祉サービスや口腔ケア、早期からのリハビリテーション等、関係機関による多職種連携支援体制の構築   | 追加・修正 | ご意見の通り修正します。  | ・医療的ケア児への医療・福祉サービスや口腔ケア、早期からのリハビリテーション等、関係機関による多職種連携支援体制の構築   | 31  |
| 在宅医療                | 小児や障がい者を対象とした記載を追加いただきたい。   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ修正します。 | ○高齢者が、介護が必要になってしまった地域で安心して暮らしつづけることができるよう、在宅医療は、高齢で介護が必要になつたり、病気や障害があつたりしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続ければされるよう、医療、介護（介護予防）、住まい及び日常生活支援が一体的に提供される「地域ケアシステム」が地域の特性に応じた形で構築されることが不可欠です。 | 52  |

## 計画への追加・修正の案(下線部)

| 項目             | 意見  | 対応    | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部)   | 修正頁 |
|----------------|---|-------|--|--|-----|
| 在宅医療           | 下線部を追加いただきたい<br>○地域包括ケアシステムの構築のためにには、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、看護職員、管理栄養士及び栄養士は看護職と表現）、管理栄養士及び栄養士   | 追加・修正 | 地域保健活動の重要性を鑑み、「地域包括ケアシステムの構築のためにには、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、看護職員、管理栄養士及び栄養士と追記します。  | ○地域包括ケアシステムの構築のためにには、医師、歯科医師、保健師、看護師、看護職員、管理栄養士及び栄養士、歯科衛生士、ケアマネジヤー、社会福祉士・介護を支える体制の整備とともに、入退院時ににおける病院と多職種との連携等が不可欠です。<br>52 |     |
| 母子保健対策         | 下線部を追加いただきたい<br>妊娠・出産から子育て期まで地域の保健師・助産師等が寄り添い支援を行うシステムの構築   | 修正なし  | ご意見のとおり母子保健対策における助産師の役割の重要性は認識しているところですが、ここでは、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村の母子保健サービスと子育て支援サービスの提供、さらには府保健所と連携した取り組みを具体的に提供していく趣旨で記載しております。  | ・妊娠・出産・育児に関する相談窓口を府立医科大学内に開設し、様々な悩みや不安に応えるため、相談お応えの人材育成を図るとともに、各種母子保健事業や関係機関を通じて相談窓口の周知や情報提供を行いうなど、相談体制を充実                 | 82  |
| 母子保健対策         | 児童虐待について、相談体制の充実だけではなく、支援体制の強化及び人材育成が必要ではないか、<br>相談できる機関の情報提供など、必要とする対象者への広報も対策に追加いただきたい  | 追加・修正 | 児童虐待の未然防止については、子育ての相談からあらゆる悩みを抱えている親への相談が必要だと考えており、専門的な資格を有する保健師等や子育て経験のある方など様々な資格経験者により対応することが大切であることから人材養成も含め相談体制を充実します。<br>・相談を必要とする対象者への広報は、産前・産後サポート事業、乳幼児全戸訪問事業など等を通じ情報提供できる相談体制を整えるとともに、更に相談をしたいなどの訴えがあれば、市町村の子育て世代支援センターや児童相談所等へ案内しています。 | 日常生活圈域：介護保険法に基づき、地域包括ケアシステムを構築する単位を想定し、概ね30分以内にサービスが提供される範囲（中学校区等）を基本として市町村が設定する区域。  | 84  |
| 高齢期の健康づくり・介護予防 | 「成果指標」の全日常生活圏域の定義がわかりにくい  | 追加・修正 | 注釈を記載します。  | 日常生活圏域：介護保険法に基づき、地域包括ケアシステムを構築する単位を想定し、概ね30分以内にサービスが提供される範囲（中学校区等）を基本として市町村が設定する区域。  | 84  |
| がん             | 受動喫煙に関する成果指標について<br>・路上喫煙に対する市町村の取組を指標に加えていただきたい<br>・タクシーでの喫煙を0%（2022年）にする指標を加えていただきたい<br>・飲食店の受動喫煙の機会を有する者も割合（2022年）を 15% → 0%にしていただきたい。 | 修正なし  | 受動喫煙防止に係る目標値については、現計画で未達成の見込みであることから、次期計画でも引き続き同じ目標値としてさらに取組を強化していくことを存じます。なお、路上喫煙に対する取組についてには、受動喫煙防止でなく、ポイ捨てなどのマナーの問題や火傷などの安全の観点から取り組まれている場合もあります。また、飲食店・タクシー等への対応についても、現在国において検討されている健康増進法改正を踏まえて対応したいと考えております。                                | 日常生活圏域：介護保険法に基づき、地域包括ケアシステムを構築する単位を想定し、概ね30分以内にサービスが提供される範囲（中学校区等）を基本として市町村が設定する区域。  | 84  |

| 項目           | 意見  | 対応    | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部)   | 修正                                |
|--------------|---|-------|--|--|-----------------------------------|
| 脳卒中          | 下線部を追加いただきたい<br>禁煙支援を行う医療機関・薬局の増加   | 追加・修正 | ご意見のとおり修正します   | 禁煙支援を行う医療機関・薬局の増加  | 95<br>104<br>111                  |
| 心筋梗塞等の心血管疾患  |   |       |  |  |                                   |
| 糖尿病          | 下線部を追加いただきたい<br>○認知症に対する正しい知識や理解を深めるため、～小中高等学校の児童・生徒や大学の学生を対象に多くの実施を積極的に展開  | 追加・修正 | ご意見のとおり修正します   | ○認知症に対する正しい知識や理解を深めるため、～小中高等学校の児童・生徒や大学の学生を対象にするなど教育機関と連携し、学年学年から実施を積極的に展開                             | 126                               |
| 認知症          | 下線部を追加いただきたい<br>○地域の住民を対象とした啓発活動により、本人、家族や身近にいる地域の住民が早期に気づき、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談できる環境を構築  | 追加・修正 | ご意見のとおり修正します   | ○地域の住民を対象とした啓発活動により、本人、家族や身近にいる地域の住民が早期に気づき、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談できる環境を構築                               | 126                               |
| 認知症          | 認知症に対する理解を深める取組について、学年学年から実施を積極的に展開する旨記載されており、小中高等学校等、教育機関での取組を成果指標に追加し、数値で確認していくことが必要。ただし、成果指標の認知症サポートに含まれているならない。   | 修正なし  | 成果指標の認知症サポートに含まれるため、修正しないこととします。                       | (対策の方向性)<br>また、医師、等医療職を対象に、・・・<br>(成績指標)<br>医師、等医療職を対象とした発達障害への対応力向上に向けた研修の受講者数                        | 131                               |
| 発達障害・高次脳機能障害 | 成果指標について、下記のとおり修正されたい。<br>医師、等医療職を対象とした発達障害への対応力向上に向けた研修の受講者数   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、「医師等医療職を対象とした」に修正します。また、併せて「対策の方向」の該当箇所も修正します。 | (対策の方向性)<br>また、医師、等医療職を対象に、・・・<br>(成績指標)<br>医師、等医療職を対象とした発達障害への対応力向上に向けた研修の受講者数                        | 131                               |
| 全般           | 医療法、医療計画作成指針等との整合を図るため、保健医療計画における職種と施設の並び順を次の順番で統一していただきたい。<br>【職種】①医師 ②歯科医師 ③薬剤師 ④看護師 ⑤その他他の職種<br>【施設】①病院 ②診療所 ③介護老人保健施設 ④調剤を実施する者 ⑤その他の居宅等する施設 ⑥医療を受ける者の居宅等 | 追加・修正 | 御意見を踏まえ、医療計画作成指針等の掲載順を基本に記載します。                        | ・第2部第1章1 医療従事者の確保<br>・第2部第2章7 在宅医療<br>・第2部第3章2(1) がん<br>・第2部第3章2(6) 認知症<br>等において、職種、施設、施策等の順番を指針に沿って修正 | 12-22<br>54<br>86, 89<br>126, 128 |

【市町村、救急業務を処理する一部事務組合、保険者協議会】

| 項目             | 京都府の考え方  | 計画への追加・修正の案(下線部) | 修正意見                     |
|----------------|--|------------------|--------------------------|
| 基準病床数          | 京都府においては、国が示した基準を基本とし、地域医療機能を反映したものとし、今後高い市民ニーズが見込まれる回復期病床の整備が必要である。<br>一方、高度急性期・急性期病床から回復期・慢性期病床への転換の推進については、病院経営及び医療スタッフや設備、機器への影響をしながら慎重に進めていくことが重要である。 | 修正なし             | 修正なし<br>（リハビリテーション機能の確保） |
| リハビリテーション体制の整備 | 下線部を追加いただきたい。<br>○リハビリテーションは、急性期・回復期においては～患者のくらしの目標を中心とした連携体制を構築する必要があります。   | 追加・修正            | ご意見を踏まえ修正します             |
| 小児医療           | 小児科医の負担軽減を図るために、保護者に対する教育を充実する、という印象を受けるが、「小児科医の確保」という表題にそこまで容になつていているのではないかと感じる。  | 修正なし             | 修正なし<br>（リハビリテーション機能の確保） |
| 小児医療           | 小児救急電話相談（#8000）について、日曜・祝日は午前8時～翌朝8時まで実施していただきたい。   | 修正なし             | 修正なし<br>（リハビリテーション機能の確保） |
| 小児医療           | 小児の発達における専門医が北部で不足しているため、要望したい。  | 修正なし             | 修正なし<br>（リハビリテーション機能の確保） |
| 周産期医療          | 妊産婦等母親のケアについて、下線部を追加したい、<br>ただきたい、<br>・ハイリスク妊産婦や未熟児等の母親に対する心身のケアの充実が、～   | 追加・修正            | ご意見の通り修正します              |

| 項目   | 意見   | 京都府の考え方   | 対応                                   | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁 |
|------|--|---|--------------------------------------|---|-----|
| 救急医療 | 下線部のとおり修正いただきたい<br>○京都府の救急医療体制について、全国的に見ても救急搬送時間が短く、救急困難事案の割合は少ない状況ですが、～   | 追加・修正<br>救急搬送時間と救急困難事案の状況を分かりやすくするため、意見のとおり修正します。 | 追加・修正<br>救急搬送時間と救急困難事案の割合は少ない状況ですが、～ | ○京都府の救急医療体制について、全国的に見ても救急搬送時間が短く、救急困難事案の割合は少ない状況ですが、～   | 38  |
| 救急医療 | 下線部のとおり修正いただきたい<br>○高齢化の進展にともなって高齢者の救急搬送件数は増加の一途をたどり、今後も増加すると予測されるとおり、超高齢化社会に対応するため救急要請に至る前段階から適切な医療機関を受診できる体制構築が課題となっています。                                    | 修正なし  | 修正なし                                 | 医療機関情報の提供（よろずネット）やかかりつけ医の確保については、計画でも明記しておりますが、救急要請に至る前段階の相談体制の確保については、今後課題や必要性を検証する必要があります。  |     |
| 救急医療 | 下線部を追加いただきたい<br>○夜間等の救急患者の中には、必ずしも救急で受診する必要のない場合があり、真に救急医療を必要とする患者の受診をききたさないよう、府民においても救急医療について正しい理解を持ち、救急車や救急医を持つことが求められます。また、救急受診を迷った場合には相談できる体制を構築する必要があります。 | 修正なし  | 修正なし                                 | 医療機関情報の提供（よろずネット）やかかりつけ医の確保については、計画でも明記しておりますが、救急要請に至る前段階の相談体制の確保については、今後課題や必要性を検証する必要があります。  |     |
| 救急医療 | 下記の通り修正いただきたい<br>・・・引き続き救急法応急手当の技術・知識の普及啓発を進めしていく必要があります。  | 追加・修正   | ご意見の通り修正します。                         | (5)府民への普及啓発<br>・・・病院前の救護体制の充実のため、引き続き救急法応急手当の技術・知識の普及啓発を進めいく必要があります。  | 39  |
| 救急医療 | 下線部を追加いただきたい<br>・救急医療機関での救命後、病院の救急車や在宅療養へ繋ぐ連携体制の構築   | 修正なし  | 修正なし                                 | 搬送手段も含め、円滑な連携体制の構築を検討していきます。  |     |
| 救急医療 | 下線部を追加いただきたい<br>・救急及び災害時のドクターへリコプター等の運用を柔軟に行うとともに消防防災ヘリコプター等の運用について、関係者の連携を協議し、効果的な運用を推進   | 修正なし  | 修正なし                                 | ドクターへリ運用については、消防機関も参加している各ドクターへリ運航調整委員会で運航調整委員会を定めているところであり、各ドクターへリと消防防災ヘリとの連携について協議を行なうべきものと考えます。また、ドクターへリと消防防災ヘリの連携について、関西広域救急医療連携計画でも記載されていることから、府内の体制について今後各関係機関との検討を進めていきます。 |     |

| 項目      | 意見  | 対応    | 京都府の考え方   | 計画への追加・修正の案(下線部)           | 修正頁 |
|---------|---|-------|---|----------------------------|-----|
| 救急医療    | 下線部を修正いただきたい（「ドクターヘリ」を削除）<br>★府民への普及啓発<br>・・・AEDの使用の促進、ドクターヘリについて普及啓発を推進  | 修正なし  | ドクターヘリのラシティアポイントについて<br>は、府民が多く利用される学校やグラウンドなどが指定されているところであり、ドクターヘリの円滑な運航について府民の理解が不可欠であると考えます。 |                            |     |
| 救急医療    | 成果指標の認定救急救命士数について、「何の」認定救急救命士なのかを明記すべき  | 追加・修正 | 資料編に認定救急救命士数の出典・算定方法を含む資料を掲載します。  | 資料53                       |     |
| 救急医療    | 成果指標の救急法講習会等参加者数(府主催)について、府内消防機関が実施した救命講習の受講者数を記載してもよいのではないか、   | 修正なし  | 現行計画においても府(保健所)での実施状況を指標としていることから、引き続き成績指標としているもので、この件数中には府と各消防本部が連携して実施する件数も含まれています。           |                            |     |
| 救急医療    | 成果指標の「住民により救急要請がなされた心疾患が原因の心肺機能停止の患者」を、「一般住民が目撃した心原性心肺機能停止患者」に修正いただきたい  | 修正なし  | 出典（「救急・救助の現況」）では「一般住民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の生存率・社会復帰率」ですが、救急救命士、府民に分かれています。（資料編による記載方法を変えています。）      |                            |     |
| 救急医療    | 救急救命士運用隊数の比率(95.4%)、救急救命士常時運用隊数(88.5%)を上昇させる数値目標を設定してはどうか。  | 修正なし  | 適切な救急医療を確保するため、救急救命士、認定救命士の養成・確保を図り、府民の救命率の向上に繋がるよう取組を進めます。                                     |                            |     |
| 救急医療    | 救急医療体制図について、亀岡市立病院、亀岡シミズズ病院の●と、亀岡市休日急病診療所の□の位置関係について、●より□が北である  | 追加・修正 | 体制図を修正します。  | 41                         |     |
| 救急医療    | 救急医療体制図について、舞鶴市休日急病診療所が休日夜間急患センター（一次）に該当するため、救急医療体制図に追加していただきたい。  | 追加・修正 | 体制図を修正します。  | 41                         |     |
| 在宅医療    | 下線部を追加いただきたい<br>・京都地域包括ケア推進機構の構成団体による医療・介護・福祉の対等な連携強化<br>・患者や家族の状況や思いに沿った療養を支援できるよう、地域の状況に応じ、病院、診療所での訪問診療、訪問看護を支援 | 追加・修正 | 在宅療養の関係者については、そもそも対等な関係で取組を進めしており、計画本文に明記する必要は無いと考えております。<br>患者や家族の状況や思いに基づくには、ご意見の通り本文を修正します。  | 41, 42                     |     |
| 在宅医療    | 地域医療支援病院図について、山城南医療圏にかかるよう、地域の状況に沿いたい（平成29年11月30日承認）  | 対応済   | 時点修正しました。   | 地城医療支援病院の図に京都山城総合医療センターを追加 | 57  |
| 生活習慣の改善 | 健康づくりの変遷に関する資料を拡大しやすくする方が良いのではないか   | 追加・修正 | ご意見を踏まえ、A4ペーパー枚分に拡大します  | 健康づくりの変遷に関する資料を拡大          | 62  |

| 項目      | 意見   | 対応    | 京都府の考え方   | 計画への追加・修正の案(下線部)  | 修正頁                       |
|---------|--|-------|---|---|---------------------------|
| 生活習慣の改善 | きょうと健康寿命・未病改善センターが算出した「平均寿命と介護保険認定者数から算出した健康寿命」を計画に盛り込んではどうか。  | 修正なし  | 国の健康寿命に関するデータが公表がないことから、京都府では、きょうと健康寿命・未病改善センターが、本計画の成績で比較可能です。なお、今回の計画からは、「介護平均要介護期間」を成績指標に加えることとしておりました。データ(2以上)認定者がから算出したこととおどり間」を成績指標に加えることとしております。 |   |                           |
| 生活習慣の改善 | 市町村のがん検診と国保組合の特定健診のセット化等、受診しやすい仕組みの構築をお願いしたい。また、「垣根を越えた」「啓発広報にとどまらない」といった具体的な施策を示してください。                   | 修正なし  | データヘルス計画に基づき、効果的・効率的な健（換）診実施体制を整備できることと、医療保険者協議会等と協働し検討して行く旨位置づけております。  |   |                           |
| 生活習慣の改善 | ライフステージに応じた健康づくりの取組として、保険者として共同できる施策、具体案を提示していただきたい。   | 修正なし  | ライフステージに応じた健康づくりの取組としては、特に青壮年期において、職場等で健康づくりに取り組むことが重要であることから、医療保険者や企業と連携し、健康経営を取り組んでいく旨位置づけております。  |   |                           |
| 生活習慣の改善 | 成果指標「特定健康診査の実施率」及び「特定保健指導の実施率」の目標値には、国保で定められている第三期の数値が記述されるのか  | 対応済   | ご指摘の方向で記載しています。   | <input type="checkbox"/> 特定健康診査の実施率<br>46.1% → 70% (2023年度)<br>市町村国保<br>32.0% → 60% (2023年度)<br>国保組合<br>50.6% → 70% (2023年度)<br><input type="checkbox"/> 特定保健指導の実施率<br>15.2% → 45% (2023年度)<br>市町村国保<br>17.3% → 60% (2023年度)<br>国保組合<br>8.3% → 30% (2023年度) | 74, 97<br>105, 106<br>112 |
| 生活習慣の改善 | 成果指標「血糖コントロール指標におけるコントロール不良好者の割合の減少」及び「ロコモティップションドロームを認知している国民の割合の増加」には、京都府、国どちらの数値が入っているのか。出典を明らかにしてください。 | 追加・修正 | いずれも京都府の数値となります。また、「ロコモティップションドロームを認知している国民の割合の増加」には、「府民」の増加に修正します。   | ロコモティップションドロームを認知している国民府民の割合<br>74, 84  |                           |
| 母子保健対策  | 下記のとおり修正いただきたい、低出生体重児・早期出産の予防、小児の口腔保健の充実のため、妊娠婦の歯周病健診や保健指導を実施  | 追加・修正 | ご意見の通り修正します   |   | 81                        |

| 項目                    | 意見  | 京都府の考え方              | 対応  | 計画への追加・修正の案(下線部)                                   | 修正頁 |
|-----------------------|---|----------------------|---|--|-----|
| 母子保健対策等               | 下記のとおり修正いただきたい。<br>・乳幼児を養育する保護者に対して、乳幼児疾患の重防止についての情報を提供し、乳幼児疾患の重症化を予防   | 追加・修正<br>ご意見の通り修正します | 追加・修正<br>ご意見の通り修正します  | ・乳幼児を養育する保護者に対して、乳幼児疾患の重防止についての情報を提供し、乳幼児疾患の重症化を予防 | 82  |
| 高齢期の健康づくり・介護予防        | 下記のような成果指標としていただきたい<br>□生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が全市町村、全日常生活圏域で配置され、各日常生活圏域における地域資源の把握が全市町村で行えている<br>□全市町村が地域資源に対し、高齢期の健康づくり・介護予防の取組を実施している   | 修正なし                 | 全市町村で地域資源を活かした生活支援・介護予防サービスの提供が十分に行われるよう、府としては、その要となる生活支援コーディネーターの養成等を通じ、市町村の支援を行ってまいりたいと考えております。 |  |     |
| 計画の推進体制               | 在宅医療等の充実に当たっては、自宅等及び施設における医療提供体制の整備充実を合わせて行うことが必要と考へる。さらには、地域包括ケア構想を反映した保健医療計画と市町村介護保険事業（支援）計画との整合性の確保ため、京都府と市町村との事前協議・調整が重要である。将來の目標を達成するため、地域医療における認識の共通有とと協議を通じ、地域の医療及び介護需要が適切に反映されることが望まれる。 | 修正なし                 | 地域保健医療協議会や地域医療構想調整会議において計画の推進に向けた協議を行う旨位置づけており、京都府においては京都都市地域医療構想調整会議において情報共有や協議を行うこととしています。      |  |     |
| 計画の推進体制<br>5医療<br>保険者 | 府と医療保険者の具体的な連携を示していただきたい。   | 修正なし                 | 平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を行なうことから、京都府もまた背景を踏まえ、京都府としましては府医療保険者協議会等を通じて保険者間の連携を進めます。           |  |     |